

平成29年11月16日

保険医療機関

保険薬局

柔道整復師、鍼・灸・マッサージ師

訪問看護ステーション

各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

## 平成30年4月診療分から、茅ヶ崎市的小児医療費助成制度の対象 が拡大されます。

- ・通院助成の対象が、小学3年生までから、小学6年生までとなります。
- ・新たに通院助成対象となる、小学4年生から小学6年生は、通院1回につき負担上限額500円の負担金が発生します。（入院の場合は負担金徴収対象外）
- ・500円の負担金徴収対象は、医科、歯科、柔道整復、鍼・灸・マッサージ、訪問看護です。
- ・調剤（院外薬局）は、負担金徴収対象外のため自己負担分（3割）が助成されます。
- ・この制度改正に伴い、新たに公費負担者番号が追加されます。

※制度の対象拡大に関する詳しい内容については、茅ヶ崎市の通知・ホームページをご覧ください。

## 茅ヶ崎市的小児医療費助成制度の対象拡大に係る請求計算事例と Q&Aを掲載しました。

上記の改正により新たに患者一部負担金が発生することとなりましたので、平成30年4月診療分からのレセプトの記入方法等につきまして、請求事例とQ&Aをホームページに掲載いたしております。ご参考にしてください。

ご不明な点等ありましたら、下記担当部署までお問い合わせください。

担当：審査管理部審査管理課  
TEL:045-329-3467

**改正後の公費負担者番号**（一部負担なしの公費負担者番号と一部負担ありの  
公費負担者番号となります）

	一部負担なし（既存）	一部負担あり（新規）
公費負担者番号	81140089	81149080